

文部時報

第五百四十五號 目次

口 繪 平生文部大臣寫真 (東京日日新聞社撮影)

青年學校の現情に就て.....文部省社會教育局長男爵 山川 建 一

學校建築の話(一).....文部技師 高橋理一郎 七

日本刀の話.....文部省國寶調査囑託 本間 順治 一

國定教科書の編纂方針に就て(四).....文部省圖書局編修課長 藤岡 繼平 一八

松陰全集 女子教育及家庭教育を考ふ(四).....文部省督學官 堀口さみこ 二三

青年學校に關する法令解説(八).....文部省社會教育局青年教育課 青戸 精一 三五

文部省直轄學校の特色

山形高校と環境の特色	山形高等學校校長	石井 忠純	四二
奈良女子高等師範學校の教育	奈良女子高等師範學校校長	稻葉 彦六	四四
高松高等商業學校	高松高等商業學校校長	澤田 源一	四七
宮崎高等農林學校の特色	宮崎高等農林學校校長	松岡 忠一	四八
本校の特色	函館高等水産學校校長	佐々 茂雄	五〇

資料 文部省沿革略(六).....文部大臣官房文書課 五二

省令.....文部省令第一號(高岡高等商業學校規程中改正).....六二

訓令.....文部省訓令第四號(事務用紙類標準規格規程).....同第五號(學校及圖書館出納事務取扱規程中改正).....六二

告示.....文部省告示第七十二號(長野縣立長野工業青年學校廢止認可).....同第七十三號(高等小學圖書教師用定價).....同第七十四號(岡山縣兒島商業學校設置認可).....同第七十五號(香梅高等實踐女學校設置認可).....同第七十六號(岡山縣兒島商船學校設置認可).....同第七十七號(北越商業學校設置認可).....同第七十八號(千葉工業學校設置認可).....同第七十九號(審門日本尋常高等小學校恩給法指定).....同第八十號(高等小學校家事教科書第三學年定價).....同第八十一號(私立大谷女學校廢止認可).....同第八十二號(第二大谷高等女學校設置認可).....同第八十三號(橫濱市立鶴見工業實習學校設置認可).....同第八十四號(津山女子高等技藝學校設置認可).....同第八十五號(平尾學院改稱認可).....同第八十六號(島根縣立松江農林學校修業年限及入學資格變更、獸醫畜產科及園藝科廢止認可).....同第八十七號(大城中等學校卒業生學力指定).....同第八十八號(靜岡縣池新田農學校修業年限及入學資格變更認可).....同第八十九號(敦化尋常小學校改稱認可).....同第九十號(尋常小學算術教師用定價).....同第九十一號(東京植民貿易語學校設立者變更認可).....同第九十二號(東京改善工業學校名稱變更認可).....同第九十三號(東京改善商業學校名稱變更、第二本科及商業夜學科廢止認可).....同第九十四號(東京改善商業學校設置認可).....同第九十五號(東奧家政女學校設立者變更認可).....同第九十六號(山口縣立小郡農業學校二畜產科設置及獸醫畜產科廢止認可).....六二

通牒.....公立學校職員年功加俸適及給與發令處分ニ對スル恩給額基礎俸給ニ關スル件.....六二

敘任及辭令(自昭和十一年二月十一日至同三月二十日公表ノ分並文部大臣更迭等).....六五

彙報.....帝國學士院總會及部會 檢定教科用圖書 歌曲採用認可 圖書推薦 帝國圖書館閱覽情況 曹洞宗宗法曹洞宗宗費賦課法等中改正 休職 退職 死去.....七三



學校建築の話 (一)

文部技師 高橋理一郎

私は今回編纂の方よりのお話で學校建築に就て聊か書くことになった。學術雜誌でも無し、お読み下さる方々も建築技術者では無いのであるから、あまり肩の凝らぬところと思つたので、内容は極めて通俗的であり平凡なるものである。此の平凡なるものゝ中から多少でも學校建築に關する御理解が得られたら誠に仕合せの次第と考へる。

文部省では明治十八年に學校建築圖説明及設計大要、同二十四年には尋常中學校設備規則、同二十五年には尋常師範學校設備規則、同三十三年には小學校令施行規則第二章設備準則、同三十四年には小學校建築設計要項などを出して學校建築の指導竝に取締をなして居たのであるが、明治三十七年此等の大部分が削除せられたのである。例へば小學校令施行規則第二章設備準則は三十三年八月發布の當時は第六十四條乃至第七十九條に

至る二十六ヶ條から出來て居たのであるが、現在に於ては六十四條七十五條七十六條の三ヶ條が残つて居るだけで、建築に關して何等據るべきものがない。此等廢止の理由が何であつたかと云ふ事は古い事で明かでない。今日に於ても學校建築の指導竝に取締と云ふ事は是非必要な事で、時代の進歩に従ひ一時たりとも研究を怠つてはならぬ。文部省では學校設備協議會を設け研究して居るのである。何れ其の結果が發表さるゝことと思ふ。

一、學校敷地の位置 敷地は一度定められた以上容易に變更の出來ぬ事は申す迄もない。故に若しこれに誤があつたならば其の缺陷は永久に残るわけであるから、十分の考慮を必要とする。左に選擇條件につき二三考へて見たいと思ふ。

(1) 敷地には一種の嚴肅味を必要とする 學校敷地を新に選定

するに當つては、古人が神社佛閣の建立に際し其の敷地として所謂靈地を選んだ其の氣持が必要である。動もすれば物質文明にのみ流れんとする時代に於ては特に忘れては相成らぬ事と思ふ。學校が生徒教養の道場である以上、先づ此の點を考へ、次に便利經濟衛生などの點につき考ふべきであると思ふ。

(2) 道德的嫌忌すべき場所はつとめて避けること 泥中からも清き蓮華は生ずるので心配する程の事ではない、都會の小兒が早くより結核菌に犯され却つてよく免疫性を得るが如く、幼時より慣れるに於ては差支無しと云ふ者もあるが、德育に害ありと認めらるゝ場所は出来るだけ避ける事が賢明である。孟母は三遷したと云ふ事である。學校や寄宿舎の窓から艶な色どりが見えたり如何はしき囃子太鼓の音などの聞えたりするのは決して賞むべきものではないと思ふ。

(3) 喧噪なる土地、危険多き場所は避けること 田舎の學校にはあまり無い事であるが、都會の學校では電車自動車等の交通機關よりの雑音又は喧噪なる工場等の爲に授業に支障を來す場合が少くない、注意すべきことの一つである。止むを得ずしてかゝる敷地に建築する場合は、校舎の配置構造等に十分の注意を拂ひ、出來得るだけ支障を少なからしむる様工夫すべきである。上級の學生生徒ならばとにかく、小學校の一二年のもので

あつては電車線路の横斷ですら數多き不吉なる事故を出して居る。特に其の横斷箇所が校門に近き場合に於ては一層氣を付ける必要がある。又通學の途中に容易に氾濫する河があつたり、地滑りの起りがちな崖地があつたり、危険藥品の製造工場が近かつたりする等のないやうに適當なる考慮を拂ふ必要があると思ふ。

(4) 地盤の良き處を選ぶこと 昭和九年十二月の文部省訓令中敷地に就て次の三項がある。これは校舎の構造方面から見た敷地選定の條件である。

(一) 敷地は成るべく周圍の平坦なる所を選び崖地或は川岸の如きは之を避けること

(二) 土地は岩、砂利交り粘土層、硬き粘土層、砂利層等を最善とし水分無き砂地及粘土層を次善とす

(三) 止むを得ずして水分多き砂地及泥地又は埋立地等を敷地として選びたるときは校舎の構造を一層強固ならしむること

崖地や川岸などは地震の時地盤の震動が他に比して甚しく、従つて建物に及ぼす影響が甚しいから、之は出來るだけ避くべきである。水分多き砂地及泥地又は埋立地等何れも地震に對し甚だ不利である。如何に費用お構ひなしで基礎工事をして、

天然の良地盤と同等の強さの基礎を得る事は先づ不可能と云はねばならぬ。従つて地震などに遭遇する時は其の被害率の多いのは止むを得ぬ事である。敷地の買収費が安いと云ふ爲にかゝる土地を選んだとしても、建築費に於て意外の増加を來すので、差引損になる場合も少くない。少し極端であるが、地盤の悪い處は一般に非衛生的な土地であると云ひ得ると思ふ。堅牢なる地盤に迄到達するには地下深く掘り下げねばならないと云ふ所は、古き時代の谷合、湖沼等に軟弱なる泥土の堆積して出來た地面であるから、一般に地下水淺く従つて排水良好ならずと考へて差支無く、非衛生的な土地であると云ふ事になる様と思はれる。

(5) 健康地なること 健康地たる條件を數へて見ると、日當りの良き地勢なること、優良なる水を豊富に得らるゝ事、土質並に排水の良好なる事、風當り風通しに對し良好なる條件を有すること等である。北に丘陵をひかへ、南に向つて緩傾斜を有する土地は一般に日當りもよく風通しも排水もよいと云ふわけで理想的である。之と反對の状態にある敷地即ち北さがりの如き場合は寒き北風は遠慮なく吹きつけ、高度の低き冬至前後の太陽は隣地の森又は建物などの長き影を落し校舎は何となく陰鬱となる。良き飲料水を持つことが必要である事は申す迄もない

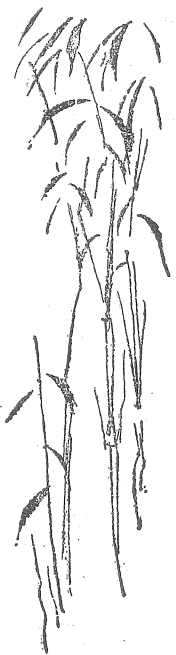
ことで實驗用掃除用撒水用等に多量の水を必要とするからである。人の住む所必ず水を必要とする。村々の住宅でも必ず良水の得易き所に集つて居る。此の理を忘れ吾村の裏山は土地高燥日當り良く風通し又よしと云ふわけで、うかと小學校など建築する様な事があると飲料水を得る爲に其の村に嘗て無い深い井戸を掘らねばならぬと云ふことにもなり、永久に水で苦勞せねばならぬ事になるのみならず、生徒等が日々の通學にも無用の勞力を費さねばならぬことにもなる。地質は一般に砂交りの乾燥した土壤がよい。濕地や埋立地や有機物を多量に含んで居るものは勿論よろしく無い。止むを得ずしてかゝる處を敷地となす場合は土砂の入れ替へをなすとか十分なる排水方法を講じなどして出來るだけ缺點を除去せねばならぬと思ふ。

(6) 通學に便なること 交通機關の發達せざる田舎の學校にありては學校はほゞ其の中央にあればよいのであるが、學生が通學に交通機關を利用することの多き場合には單に中央にあると云ふ事のみで決定してはならぬ。交通機關の系統に就て研究する必要がある。例へば大都市に於けるが如き場合には、通學時刻に於ける一般市民の交通機關に依る移動即ち人の流れに就ても考へて見る必要がある。學生生徒の登校とはゞ同時刻に於て市民の多くは市の中央官廳街或は商業の中心地に向ふ爲一時非

常の雜沓を來たすを例とする。此の場合反對の方向即ち郊外に向ふ交通機關を利用出来る如き位置に學校を置くとせば、樂々と登校が出来ること云ふ事にもなるのである。

二、學校敷地の廣さ 學校敷地内には學校々舎を建築すべき地面即ち校舍敷地と運動場とが含まれて居るのが普通である。中學程度以上のものになると敷地内に寄宿舎を持つて居るものもあり、農業學校などには實習地をも含んで居るものもある。尚運動場の内にも一般遊戲場と競技場とが其の程度に應じて夫々異つた割合で含まれて居るのである。即ち小中學校の場合には一般遊戲場が運動場の大部分を占むるに反し、上級學校の場合に於ては競技場が其の大部分を占めて居ると云ふ次第であるので、學校敷地の廣さを示すに生徒一人に付何程の廣さと云ふ事が通例であるが、以上の如き内容をよく調べないと意味をなさぬ事になる。校舍及寄宿舎等に要する敷地の廣さは建物の構造配置等に依り定まり、競技場等は其の種類規模に依り夫々決定せらるゝわけである。故に吾々は一般遊戲場の廣さが生徒一人當り何程が適當であるかと云ふ標準を定めて置けば、學校全體の敷地面積を定めることが出来るのである。然らば生徒一人當りの面積を何程とすればよろしいかと云ふに、種々意見もあることながら、各方面からの資料や實情やらを斟酌して、小學程

度にありては一人につき一坪以上、中學程度以上にありては一人につき一坪五合以上を必要とする様と思ふ。勿論生徒數に對するこれだけの坪數が遊戲場として適當なる形をなして居るもので無ければならぬ。あまり幅の狭いものであつたり、不規則な形狀のものでは役に立たぬ。尚又如何に少人數の學校であつても小學程度以下に於て百坪、中學程度以上に於て百五十坪を夫々の最小坪數とする。此の最小坪數に百人を越す人數に比例して増して行けばよいのである。然し都會地に於てはこれだけの坪數を得る事の出来ぬ場合が少くない。東京市に於ける震災後の復興小學校などにては校地に隣接して小公園を設け、此の坪數の不足を緩和して居るものもある。(未完)



文部時報刊行計畫摘要

一 目的 本省行政ニ關スル法令並ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

二 内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ

訓 令 勅 令 省 令 法 律
訓 示 告 示 令 語
訓 令 (例規トナ) 通 牒 (例規トナリ又ハ一般ノ參考トナルモノ)
法 令 解 說 質 疑 應 答 (本省ヨリ公文ニテ) 復 命 書 及 報 告 書
任 免、陞 叙、叙 勳、表 彰 統 計
講 演、講 話、談 話 公 告 寫 真
人 事 研 究 調 査 告 白

三 編纂 文部時報編纂ノ爲編纂委員長並編纂委員若干名ヲ置ク
編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ命ズ
必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ
資料蒐集ノ爲省内各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク
文部時報報告委員ハ各部局課ノ理事官、屬、囑託等ヲ以テ之ニ充ツ
必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資料ヲ求ムルコトヲ得
四 發行 本時報ハ菊版、每號約六十四頁、定價金貳拾錢ヲ標準トシ毎月三回一ノ日ヲ發行期日トス

定 價 表

部	金 貳 拾 錢	送 料 共
一 部	金 貳 拾 錢	送 料 共
一 月 金 六 拾 錢	送 料 共	
六 月 金 參 圓 六 拾 錢	送 料 共	
一 年 金 七 圓 貳 拾 錢	送 料 共	

●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代金申受けます
●御注文は總て前金に願ひます前金切れの場合は送本いたしません
●廣告料は一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、四分ノ一頁拾八圓とす
●掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆることを得ず
●右文部省の御指定によつたものとす

昭和十一年三月二十八日印刷納本
昭和十一年四月 一日發 行 (第五四五號)

禁 斷 轉 載

發行所 大 谷 仁 兵 衛
印刷所 大 庭 公 平
印刷所 行政學會印刷所第二工場
電話 牛込二九六六番

東京市京橋區銀座四七丁目一番地
發行所 帝國地方行政學會
電話 銀座六〇、六六一、六六二、六六三
振替 貯金口座東京 十三番

山本有三先生總編輯

(中學生、女學生のために!)
(小學校上級生のために!)



山本有三先生は、愛兒の爲の讀物が餘りに亂雜、粗暴、俗惡であるのを嘆き、自らその改善の爲に乗り出された。漫畫本や單なる面白本位だけの雑誌類とは全然違つて、科學的、藝術的、而も面白い。實に素晴らしい全集です。

全十六卷(毎月一册發行)
一册一圓申込金不要
内容見本進呈
(全國書店にあり!)

子供のため、親のため、信賴出来る科外讀物

日本少年國民文庫

東京高等師範學校 佐佐木秀一先生曰く
世の父兄が安心してこれをその愛兒に與へられることをお勧めする

文部省圖書監修官 井上越氏曰く
少年諸君父兄諸君のために、心から祝福し感謝せざるにあられない。

跡見女學校校長 跡見李子先生曰く
この文庫は、人の親といふ立場から親身になつて編纂されてゐる。

第一回 配本

心に太陽を持て

山本有三氏著
男らしい行ひ、やさしい心根、不屈の魂、深い愛情等を胸にひびく話二十篇を集めたのが本巻です。

新潮社

東京牛込矢來

全國中小學校團體申込多數

文部時報

第五百四十六號 目次

卷 頭(格言五則).....一

尋常小學修身書卷三の編纂趣意並びに其の取扱方.....二

文部省圖書監修官

藤本 萬治.....二

釋奠(孔子及び弟子を祭る儀)の話.....九

文部省圖書局

岩垂 憲德.....九

學校建築の話(二).....二三

文部技師

高橋理一郎.....二三

青年學校に關する法令解説(九).....二九

文部省社會教育局

青戸 精一.....二九

文部省直轄學校の特色

第四高等學校	校.....	第四高等學校長	小松 倍一.....三五
第八高等學校	校.....	第八高等學校長	小松原隆二.....三八
廣島高等工業學校	校.....	廣島高等工業學校長	川口 虎雄.....三九
本校の特色	色.....	山梨高等工業學校長	清水 半吾.....四一

農山漁村に於ける學校の實際

名古屋高等商業學校	校.....	名古屋高等商業學校長	國 松 豐.....四三
京都高等蠶絲學校の特色	色.....	京都高等蠶絲學校長	村 松 舜祐.....四五

農村教育としての小學校施設經營の實際.....

山形縣東田川郡新堀尋常高等小學校校長

齋 藤 久喜.....四七

勅令.....勅令第二十七號(帝國美術院展覽會陳列品賣買ノ代金又ハ手附ノ保管ニ關スル件)

同第二十九號(昭和十一年度ニ於テ前年度豫算ヲ施行スルノ件)・同第三十二號(官

立文理科大學官制中改正ノ件)・同第三十三號(官立商業大學官制中改正ノ件)・同

第三十七號(九州帝國大學各學部ニ於ケル講座ニ關スル件中改正ノ件).....五五

省令.....文部省令第二號(濱松高等工業學校規程中改正)・同第三號(高等試驗令第七條及第

八條ニ依ル受験資格ニ關スル件)・同第四號(山梨高等工業學校規程中改正).....五五

訓令.....文部省訓令第六號(地方學校營繕職員制ニ依ル職員ノ定員中改正)・同第七號(同上).....六二

告示.....文部省告示第九十七號(靜岡縣森町實科高等女學校組織變更改稱認可)・同第九十

八號(廣島縣立西條農學校園藝科設置獸醫畜產科廢止認可)・同第九十九號(秋田高等家政女學校設置認可)・同第一百號(國寶所有者變更)・同第一百一號(岩手縣立青年學



學校建築の話(二)

文部技師 高橋理一郎

三、校舎 敷地が決定すると次に此の敷地内に如何に校舎を建築すべきかと云ふことになる。先づ學校の程度に依り何階建にすべきかを考へる。幼稚園は是非平家建にすべきであり、小學校も一二年生迄は一階に教室を設くべきである。文部省訓令では左の如く定められて居る。

「校舎ノ階數ハ幼稚園ハ一階トシ小學校ハ木造ニ在リテハ二階ヲ鐵筋コンクリート造ニアツテハ三階ヲ超ユルヲ得ザルコト云々」と云ふ次第で、小學校の校舎は三階迄と云ふことになつて居る。専門學校程度以上の學校にあつても教室は四階以下に設ける事にせねばならぬと思ふ。次に校舎の平面を大體どんな形を選び、敷地のどの部分に建築すべきかを考へてみると、校舎平面型として最も簡單なるものはI字型、次がL字型、I字型U字型、□字型等種々な型が出来るわけで其等の型に依り各特

長もあり缺點もある。例へばI字型は通風採光等の點に於ては申分無いものであるが、あまり桁行が長くなる場合は交通とか連絡とかと云ふ點に不便な場合がある。又建物の強さの點に於て他の型の方が有利な場合が多い、即ち□字型など構造から見て丈夫な事は申す迄もないのであるが、通風採光等に於て缺けるところがあるから、如何なる型をとるべきかは敷地の形狀・學校の規模・程度等に依つて決すべきである。

四、教室 教室は校舎の主體である。此は普通教室と特別教室とに分けて考へることが便利である。普通教室は所謂普通學科を學ぶ所であり、特別教室は特種の學科即ち物理化學博物學等の授業をする處である。従つて特別の設備を要するものである。例へば階段形の座席、暗幕裝置、給水・瓦斯電燈等を要するのである。

教室の大きさは其の室に收容する生徒の數・其の年齢・其の室の性質等に依り決せらるゝものである。法令の規程・教育の方針・學校の事情等に依り一室に收容すべき人數は色々であるが、先づ四十人前後のものが最も普通である。人數が決定したならば座席の配列を考へる。座席の大きさは生徒の年齢・學校の種類・程度等に依つて異なるものであるが、普通教室のものでは幅五十糎乃至六十糎奥行六十五糎乃至八十糎である。座席間の通路幅は五十糎乃至六十糎を標準として決定する。此の如き條件で四十人教室を計劃して見ると、幅七米前後長さ九米前後のものとなる。此の程度の大きさの教室であれば、最後列の生徒も容易に黒板の文字を読み先生の講義を何等の差支無く聞く事が出来るのである。

五、教室の採光 教室の採光に天然採光と、人工採光との二つがある。天然採光とは申す迄もなく太陽光線によるものであり、人工採光とは電燈に依るものと考へて差支無い。

先づ天然光線を取り入れる窓に就て考へる。教室の窓の大きさの決定方法には種々あるが、最も簡單で實用的であるものは床面積と窓面積との比を以て示す事である。土地の狀況例へば一般に明き表日本と、雨雪の多き裏日本との如き、尙又建物周囲の狀況、採光窓の何れの方向にあるか等により一定の窓の大きさを

り一定量の光線を得ることは、勿論不可能であるが、大體の標準を定めて置く事が便利である。窓の採光面積を床面積の四分の一乃至六分の一位とするがよろしい様である。明かる過ぎるものを暗くする事は容易であり、又十分なる天然光線を教室内に導くことは衛生上望ましい事であるから、構造上許し得るならば窓は大き過ぎる位の方がよろしい。暗過ぎる場合は電燈を以てこれを補ふことも出来るのであるがどの方面より考へても良法とは云はれぬ。已むを得ぬ場合にのみ限りたいたいと思ふ。然し實際問題としては此の已むを得ぬ場合が可なり多いのである。少し大きな教室になると太陽光線のみによつて十分の採光は出来ぬと考へて差支無い様なことになるのである。

前述の如く窓の大きさを床面積から大體の見當をつけたならば、次には如何なる位置に之を設くべきかに就て考へる必要が生ずる。單に明くすると云ふだけならば、室の周圍に窓を配列することが有効であるのであるが、教室である以上生徒は黑板に向つて、書物を読み、文字を書き、教師は黑板を背にして生徒に對する。此の如き室の使用狀態よりして、教室の採光窓は、生徒の左側に設けねばならぬことになつてくる。此の左側の窓からの光線のみによつて、教室の右側の隅迄も、明るくする爲には窓は出来るだけ高くして窓上部の、最も有效なる光を十分に

とり入れる様にすることが必要である。即ち窓は出来るだけ天井に近づけ、窓障子の棧などは出来るだけ細くし光線の射入を妨げることを成るべく少なからしむることが望ましいのである。以上の條件からして教室の窓は方形のものを、天井に接して設けることがよいのである。

電燈照明に就て次に考へる。夜間使用の教室でない以上電燈照明は必要でないと考へる人が少くなかつたが、今日に於ては、日中のみ使用する教室でも補助光線にと云ふことで電燈設備をするやうになつて來た。又都市に於ては中學程度以上の學校に夜間授業をなすものが非常に多くなつて來たので、電燈照明に就て益々考へねばならぬこととなつた。我が國學生の近視が年々増加の傾向を示して居る事は、統計の示すところである。其の原因は種々あつて決して單純なものではないと思ふが、教室の照明狀態の之に對する影響は決して少くないと考へられる。尙又照明不完全な教室に於て學習することは生徒の氣分を陰鬱ならしめ、心理的に學習能率を低下せしめると云ふことである。

明るさの程度をあらはすにルクスを以てする。此處に一燭光の形の非常に小さい電燈があるとす。この電燈から一米の所の照度が一ルクス、二米の所の照度が1/4ルクス、三米の所では

1/9ルクスである。若し電燈が十燭光ならば十倍で一米的所で十ルクスであると云ふ事になる。此の照度によつて各種教室内に於ける許し得べき最低限を示せば左の通りである。しかし教室照度に就ては目下研究中の事であるから、何れ權威ある標準が示さるゝ事であると思ふ。左記はそれ迄の假のものである。

- | | |
|-------------------|-------|
| 一、製圖室圖書室等の机上面 | 七〇ルクス |
| 二、普通教室物理化學教室等の机上面 | 五〇ルクス |
| 三、各種教室の黑板面 | 五〇ルクス |
| 四、屋内體操場講堂等 | 二〇ルクス |
| 五、廊下階段便所等 | 一〇ルクス |

生徒の視力を害する眩輝、濃き陰影、著しき明暗の對比等は避ける様にせねばならぬ。即ち電燈の分布配列、高さ、電球竝に笠等を忽にしてはならぬ。明る過ぎると瞳孔が極度の收縮を起して眩輝痛を訴へる事がある。日光の直射をうけてゐる場所は十萬ルクスにも及ぶと云ふ明るさであるので、窓掛などで之を緩和する必要がある。教室の窓掛は半透明のものがよろしい。此の種の窓掛は光を擴散せしめるから、反射光線のみで照されて居た室の奥の方は反つて明くなる。即ち照明の均齊度を高める事になるのである。

室内の明さに重大な關係を有するものは壁及天井の色である。光の反射と云ふ點からのみ云へば白が一番よいのであるが、光線が強過ぎる時は多少眩暈を起す虞があるので注意を要する。薄クリーム色など推奨すべきである。

六、教室の暖房竝に換氣 教室の暖房として缺くべからざる條件は室内に於ける平等なる温度の分配、室内の空氣を濁さず且つ室内を清潔に保つこと、火災其の他危険なる事故を生ずる恐れ無きこと、取扱ひの輕便なること、經費の僅少なること等である。此等の條件より考へれば蒸氣暖房が先づ第一位である様であるが、實際我が國に於て採用されて居る實狀を見ると都市に於ける主なる學校にのみで、他の多くは右の諸點に於て缺くところあるにかゝはらず、石炭ストーブ、薪ストーブなどが使用されて居る。已むを得ずしてストーブを使用する場合も、なるべく上記の條件にふれぬ様工夫すべきである。火鉢を使用するものもあれど、之は暖房と考ふことが誤であるとも考へられる。火鉢を使用する教室は炭火より出る有毒瓦斯がほとんど天井の隙間などから出て行つてくれるバラツク建築にのみ使用すべきものであると思ふ。鐵筋コンクリートの建物内で炭火を使用し、宿直の小使が窒息死に至つたと云ふ話は二三に留まらない。炭火使用に際しては特に換氣に十分の注意を拂う必

要がある。如何なる暖房方法を選ぶべきかに就て今一つ考ふべき事は地方の狀況を大に斟酌すべきである。少しく極端な話であるが、或都市で新築校舎が出来、蒸氣暖房が採用せられたならば生徒の衛生狀態は必ず良くなることゝ期待して居つたところ、豫期に反し非常に多くの寒胃患者を出したと云ふ事である。

いろ／＼此れには原因のあつた事とは思ふが、此の學校の生徒の大部分が生活程度の低い家庭の子供達であつたので、家庭に於ける狀態と全く異つた狀態に置かれたことが主因をなしたのであると云はれて居る。之に反して生活程度の高い家庭の子供達を寒い校舎で授業すると、學習の能率は低下し風をひく者も少くないことと思ふ。右様の次第で、教室の温度を何程に保たしむべきかは考究を要する問題である。獨逸では十七度乃至十九度、米國では二十度内外が適當であると云はれて居るが、何れも少しく高温に過ぎ、十三度乃至十五度位がよろしいのではないかと思ふ。

換氣の方法に自然換氣と強制換氣とある。前者は窓の開放又は天井の換氣孔などよりの空氣の自然の流れに依り室内空氣の交換をなさしめ、後者は電氣ファン等に依りて室内空氣の交換をなすものである。普通教室の換氣は自然換氣法でよろしい。

多額の經費を要する強制換氣は特別の場合以外は必要ない事と思ふ。我が國よりも一般に此等施設の完備せる米國に於てすら、大袈裟な學校換氣設備は徒に多額の工費を要し、衛生上も必ずしも適してゐるとはいはれてゐないのである。

七、出入口廊下竝に階段 何れも學生生徒が教室に出入するに際し使用するゝもので、日常に於ける便利と非常の場合に於ける保安との點につき考究する必要がある。校門と玄關出入口、出入口と階段、運動場と出入口、此等をつなぐ廊下との關係は校舎平面計畫の骨格をなすものである。校舎の廊下に中廊下式と片側廊下式とがある。通風採光等の點に於て、中廊下式は大なる缺點を持つことになるので、可成此の式は避けなければならぬ。廊下幅は廣きを可とするが、校舎の坪數に對しかなりの坪數を占むる事になるので、片側廊下の場合は内法二米二十乃至二米五十、中廊下にありては二米七十乃至三米を標準幅とすべきであると思ふ。學校の階段は保安上餘りに廣過ぎることはよろしくない。内法一米五十位を標準とすべきである。計畫の都合上、幅廣き階段を設ける場合には、中央に手摺りを設ける必要がある。階段の數、階段の蹴込蹴上げの寸法等は文部省訓令にも出て居ることであるから略すことにするが、其の配置につき考へて見ることにする。階段は校舎の各部に成るべく平等に分

布せしむべきは勿論であるが、其れが何處にあるかと云ふ事を、初めて其の校舎に立入りたる場合にも又は廊下の如何なる部分に立てる場合にも、容易にこれを知り得る如く計畫すべきである。尙又中廊下式の校舎の場合に於ては、階段が中廊下の通風採光等に於て非常に重要な役割を持つ事になるので、此の點も考慮に入れて置くべきである。

八、學校の便所 水洗便所は先づ學校からと云ふ言葉を、工事に従事して居る某氏から聞いたことがある。これは水洗便所に理解を持つ大都市に於ては既に時代後れの言葉となつて居るが、地方ではまだ／＼立派に通用する言葉であると思ふ。若芽の様な青少年が集つて來る學校の便所を、傳染病の媒介所としてではなくのである。便所などに澤山の金をかけるは無駄だと考ふる人があるが、之は誤で、便所こそ相當の金をかけ最も衛生的に建築すべきである。從來の汲取式の便所では、之を校舎内に取込み建築する事は、臭氣を校舎内に瀰漫せしむる事になるので避けなければならぬ。全く獨立して建て置けば臭氣の瀰漫を防ぐ點からは結構であるが、雨天の時などは不便で仕方が無い。従つて渡廊下を設ける必要がある。又校舎が二階建以上になると此の汲取式の便所は一層不便なものとなる。加之、汲取式の便所は之を別棟に建て渡廊下にて連絡すると云ふ事にな

るので、敷地の利用上にも甚不經濟を來たすことになる。之に反し水洗便所は校舎内に取込み建築が出来るわけであるから、使用上の便利なことは申す迄もなく、衛生上からすれば比較にならぬものである。水洗便所の方が多額の建築費を要するのであるが、學校全體の建築費總額に比較せば些少なものであり、汲取便所の如く別棟に建てる必要がないので、敷地の節約が出来る點を合せ考へると問題ではない。何れの式にせよ、便所内に何個の便器を設備すべきかと云ふに、生徒の年齢・學校の種類等に依り異なるものであるから一律に定むることは困難であるが、大體左記の標準に従ひ、之を學校内の適當の位置に分布建設する事にすれば支障は無い様である。

小學校の便器數

男兒百人に付大便器二以上小便器四以上

女兒百人に付大便器五以上

男子中等學校の便器數

校舎に於ては生徒四十人に付大便器一以上小便器二以上

寄宿舎にては生徒二十人に付大便器二以上小便器一以上

女子中等學校の便器數

校舎にては生徒四十人に付大便器二以上

寄宿舎にては生徒十人に付大便器一以上

右の中校舎に於ける便器の數より寄宿舎に於ける數の多きは、朝登校前などにこみ合ふことを避ける必要があるからである。



協議ヲ爲セリ又第二部會ニ於テハ會員補缺一名ニ對スル候補者三名ノ改選投票ヲ行ヒタル後當該部務ニ關シ協議ヲ爲セリ各部會終了後再び總會ヲ開キ各部部長ヨリ其部會ニ於ケル議事事項ノ報告アリ終テ午後六時三十分閉會セリ前項報告論文左ノ如シ

表題

一乾燥不良米の貯藏に乾燥裝置付大亞鉛罐の應用 近藤萬太郎
一還元鐵による二酸化炭素の化學的收著(第二報) 提出者
化學的收著の〇に於ける Van der Waals 吸著に及ぼす影響 川北 公夫
一代數面の點集合の或る列 フランチェスコ・セヴリ
一解析函數の多變性について 高橋 進一
一龍麻子リバーゼ及びアクトペーターに就いて 高宮 悦雄
一病原菌の生長促進 桑島 謙夫
一素の分離に就いて 嘉陽 宗永
利部 道男
小田 四郎
一日本下部白堊紀産珊瑚の三新

屬 江口 元起
一中部日本に於ける(中村左衛門)地磁氣伏角の變化(太郎)に就いて(第二報) 加藤 愛雄
一迄畿地方の地震變動線に就いて 會員 小川 琢治
金光教則本部及支部會計規則中改正等 文部省ニテ金光教則本部及支部會計規則中改正並ニ教則典籍出版部規程制定ノ件ヲ三月二十七日認可セリ
新義眞實宗智山派宗規會計條例中改正等 文部省ニテハ新義眞實宗智山派宗規會計條例、同宗實賦課徵收條例、同準備積立金會計規則、同教育條例及同宗會條例中改正並ニ宗規會計檢查規則制定ノ件ヲ三月二十七日認可セリ
曹洞宗宗法中改正等 文部省ニテハ曹洞宗宗法、曹洞宗宗會議員選舉法、同曹洞宗寺院法、同曹洞宗寺院住職任職任免法、同曹洞宗寺院住職遺書法、同曹洞宗寺院檢査定法、同曹洞宗教育法及同曹洞宗特別寺院法中改正並ニ宗法曹洞宗管長慶弔金支出法制定ノ件ヲ三月二十七日認可セリ
法人設立許可 文部省ニ於テ最近設立ヲ許可シタル法人左ノ如シ

▲名稱 財團法人大成中等學校(東京市神田區三崎町一ノ二)△設立者 寺田春助、杉浦鋼太郎△許可年月日 昭和十一年三月十七日
▲名稱 財團法人吉田高等女學校(宮城縣仙臺市木ノ下七三)△設立者 伊澤平馬△許可年月日 昭和十一年三月二十六日△名稱 財團法人長崎純心高等女學校(長崎市家野町一七一)△設立者 早坂久之助△許可年月日 昭和十一年三月二十七日
轉任 師範學校教諭兼舍監小谷直三郎ハ三月二十日山口縣視學ニ轉任セリ
退職 佐賀縣立鹿島高等女學校寄宿舎ハ昭和七年三月三十一日限廢止ニ付公立高等女學校教諭兼舍監平川信晴ノ兼職ノ身分ハ同日限自然退職ト爲レリ
死産 公立高等女學校校長正六位渡邊源喜ハ二月二十六日、公立實業學校教諭正六位野元健兒ハ同二十一日、同從七位安達敬吉ハ三月三日死去セリ
正誤 文部時報第五百四十五號五十八頁寫眞ノ下(明治二十六年の高等中學校生徒(明治三高等中學校卒業記念撮影))ヲ脱ス

定 價 表		
一 部	金 貳 拾 錢	送料共
一 々 月	金 六 拾 錢	送料共
六 々 月	金 參 圓 六 拾 錢	送料共
一 々 年	金 七 圓 貳 拾 錢	送料共
●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代金を受け前金に願ひます前金切の場合には送料いたしません ●廣告料は一頁五拾圓、二分の一頁參拾圓、四分の一頁拾八圓とす ●掲載費は部毎に拾參圓を越ゆることを得ず ●右文部省の御指定によつたものです		

昭和十一年四月八日印刷納本
昭和十一年四月十一日發行

(第五四六號)

發行所 大谷 仁 兵衛
東京市麹町區土手三番町十三番地
印刷所 大庭 公 平
東京市牛込區西新町五十二番地
電話牛込二九六番
行政學會印刷所
電話牛込二九六番

發行所 帝國地方行政學會
東京市京橋區銀座西七丁目一番地
電話銀座六〇六六、六六六、六六三番
振替 附 金口 座東京十三番

最新刊

青年學校經營の基調

安部清見先生著 (新訓令準據!! 經營の根本理念)

附 全國優良青年學校實施狀況

網大次目	
第一章 日本民族の使命と青年學校	第七章 青年教育の指導原理
第二章 青年の重要とその指導	第八章 青年指導者としての生活内省と修養
第三章 青年觀と青年教育の歴史と世界の狀況	第九章 青年教育の特徵
第四章 青年學校の基調としての教育綱領	第十章 青年時代の特徵としての人間性
第五章 生活指導の五大根本信條	第十一章 青年學校の制度の概觀
第六章 青年學校經營の根本基調	第十二章 青年學校の設置
第七章 青年學校經營の根本基調	第十三章 青年學校の組織
第八章 青年學校經營の根本基調	第十四章 青年學校の職員
第九章 青年學校經營の根本基調	第十五章 青年學校經營の認定
第十章 青年學校經營の根本基調	第十六章 青年學校經營の改善
第十一章 青年學校經營の根本基調	第十七章 青年學校經營の實施
第十二章 青年學校經營の根本基調	第十八章 青年學校經營の狀況八校

安部清見先生著

最新刊

青年學校經營の實際

網大次目	
第一章 青年學校經營の根本基調	第七章 青年學校經營の實施
第二章 青年學校經營の根本基調	第八章 青年學校經營の改善
第三章 青年學校經營の根本基調	第九章 青年學校經營の認定
第四章 青年學校經營の根本基調	第十章 青年學校經營の狀況八校
第五章 青年學校經營の根本基調	
第六章 青年學校經營の根本基調	
第七章 青年學校經營の根本基調	
第八章 青年學校經營の根本基調	
第九章 青年學校經營の根本基調	
第十章 青年學校經營の根本基調	
第十一章 青年學校經營の根本基調	
第十二章 青年學校經營の根本基調	

文部省參與官

山樹儀重先生序

新教育協會前主事

川崎利市先生著

版五忽

青年學校經營案

本書は1日での生活に即したる教育、2日自營自活の教育、3個人國家更生の教育、實に同先生苦心慘澹たる、體驗の結果生み出されたる熱血の叫びである。青年教育實際に携はるは勿論世の多くの教育者諸卿必讀の良書として敢て江湖に推奨したい。

四六版洋裝最上製
紙數五百數十頁
定價金二圓八十錢

四六版洋裝全一册
紙數五百數十頁
定價金二圓九十錢

四六判洋裝 全一册
總クローズ 最上製
紙數六百三十頁
定價金 三 圓
小包送料十四錢

發兌 東京市京橋區銀座西七丁目一番地 入船町 三番 一五八 明治圖書株式會社 社會式

文部時報

第五百四十七號 目次

卷頭 天長節唱歌 伴奏附

尋常小學算術^{第二學年用}上編纂趣旨(一)

文部省圖書監修官

塩野 直道

天長節の唱歌に就て

文部省圖書局

和田信二郎

學校建築の話(三)

文部技師

高橋理一郎

史蹟名勝天然紀念物保存法に依り
指定せられたる
儒教教育機關の史蹟

文部省宗教局

古谷 清

文部省直轄學校の特色

新潟高等學校の特色

新潟高等學校長

岡田 恒輔

本校の特色

佐賀高等學校長

森岡 喜三郎

特色ある明治専門學校

明治専門學校長

中川 維則

盛岡高等農林學校

盛岡高等農林學校長
林學博士

上村 勝爾

彦根高等商業學校の特色

彦根高等商業學校長

矢野 貫城

農山漁村に於ける學校の實際

我が校に於ける農業實習指導

山形縣東村山郡
金井青年學校長

木口 政太郎

訓令

告示

文部省訓令第八號(地方社會教育職員制ニ依ル職員ノ定員中改正)

四七

文部省告示第三百三十六號(和歌山縣立紀北農業學校第二部設置認可)・同第三百三十七號(大阪府立農學校第二部設置認可)・同第三百三十八號(東京市立牛込商業學校修業年限及入學資格變更認可)・同第三百三十九號(富山縣東岩瀨商業學校設置認可)・同第四百十號(富山縣魚津實業學校設置認可)・同第四百一十一號(宮崎縣油津水產學校設置認可)・同第四百一十二號(大分縣立實業青年學校設置認可)・同第四百一十三號(山形縣立庄内農學校第二部修業年限變更認可)・同第四百一十四號(興讓館商業學校設置認可)・同第四百一十五號(首里市立女子工藝學校名稱及設立者變更認可)・同第四百一十六號(島根縣立大社高等實業女學校名稱變更認可)・同第四百一十七號(野邊地實科高等女學校改稱認可)・同第四百一十八號(大正二年文部省告示第三百三十六號中改正)・同第四百一十九號(東京工業專修學校高等工業部師範學校中學校高等女學校教員檢定規程第五條第九號ニ依リ認定)・同第四百五十號(宮城縣立理蠶業學校名稱變更認可)・同第四百五十一號(名古屋市立工業專修學校設置認可)・同第四百五十二號(名古屋市立兒玉商業專修學校設置認可)・同第四百五十三號(熊本縣南關實科高等女學校設立者變更認可)・同第四百五十四號(德島縣立水產學校設置認可)・同第四百五十五號(名古屋市立山口、筒井實業學校設置認可)・同第四百五十六號(法政中學校設置認可)・同第四百五十七號(茨城縣東海高等女學校設立者及名稱變更認可)・同第四百五十八號(茨城縣古河實科高等女學校組織及名稱變更認可)・同第四百五十九號(神奈川縣軍港裁縫女學校名稱變更認可)・同第四百六十號(橫濱市立女子高等專修、同高等家政女學校設置認可)・同第四百六十一號(滋賀縣立青年學校教員養成所位置變更認可)・同第四百六十二號(天津第二日本尋常小學校恩給法指



學校建築の話 (三)

文部技師 高橋理一郎

九、校舎の災害竝に保存 學校建築が從來各種の天災地變に依つて被害を蒙つた例は決して少くない、他の一般建物に比し其の被害率の多い事は誠に遺憾の次第と常に考へて居る。一昨年の關西地方に於ける暴風被害に於ても之を見ることが出来るから、當時に於ける實例より得たる災害の状況竝に豫防方法等を斷片的に書きならべて見たいと思ふ。

昭和九年九月二十一日所謂室戸颱風が關西に暴威を逞して、京阪地方に多數の倒壊家屋を出した。特に學校々舎の倒壊が甚しきものであり、多數の小學校兒童の死は申迄もなく教へ兒の爲に尊き犠牲となつた教職員の仕事と思ふと涙新なるものがある。何故に學校に此等慘事が特に多かつたのであるか、學校建築に従事する者は勿論、學校教育に關係する誰もが考へて見ねばならぬ事であると思ふ。當時或新聞は學校々舎の倒壊は不正工

事の結果であると迄書き、世間の人々の内には之を信じて居た者もあつた様であるが、私は決してそんなものでないと信じて居る。甚遺憾千萬な次第ではあるが校舎の設計施工の上に缺けた點があつたものが、此の被害を被つたのであると考へて居る。此の事は倒壊の結果から見ても間違ひ無い様である。

何れの都市何れの町村に於ても、學校々舎は其の大きに於て屈指のものであり、且つ南方に多くは運動場がある、従つて暴風に襲はるゝ場合特に風當りが甚しいのである。尙又校舎は大きな室が連つて居る、従つて高さも高く風壓に對しても甚しく不利なる状態に置かれて居るのである。故に校舎の構造法は他に比し一層の注意を拂はねばならぬ。然るに倒壊家屋に於て見るに、一層の注意を拂ふどころか當然なすべき事すらして居なかつた事は甚遺憾に思ふのである。例へば筋違を忘れて居つたと

云ふ如きは其の一例である。

筋違とは如何なるものであるかと云ふ事は既に御承知の事とも思ふが、筋違は構造上非常に重要な事であるから爲念説明して置きたいと思ふ。安全なる建物とは外力が加はつた場合も建物に著しい形の變化を生じないと云ふ事で、暴風で倒壊したなど云ふことは申す迄も無く著しい形の變化である。木造建築の如く長材を以て組立てて行くものにあつては、之に作用する外力に對して最も安定なる形即ち三角形を、建物の小屋と云はず壁體と云はず、出来るだけ建物の各部に亘つて構成するのが良いのである。三本の棒で組立てた三角形は之に外力が加はつても容易に形の變るもので無いが、これに反し四本の棒で組立てた四邊形は僅少なる外力で容易に變形して、菱形になることは直に了解出来る事と思ふ。

家を建てる時、先づ地形をして土臺を据え柱を建て桁を架け渡す、此の時土臺と二本の柱と桁とで四邊形が出来る。極めて不安定なる形が出来上る。之に一本の斜材を加へると四邊形が二つの三角形に分けられる、即ち力學的に安定である三角形が二個集つたことになる、此の斜材が即ち筋違であるのである。

此の筋違と相似のものが建物の各部分に見られる。燧土臺、燧梁、方杖、小屋組等其の主なるものであつて、建物保安の上に

於て重要な役割を負擔して居るのである。然らば何故にかくも有效なる筋違が略されて居つたかと云ふに、我が國在來の建築方法に慣れて居る大工さん達に委せて出来たものであるからだと思ふ。倒壊校舎中には我が國在來の構造法即ち柱を建て貫を通し之に壁をつけたものが少くなかつた。此の種の構造法でも室の大きな天井の高さ等が、普通住宅の如く八疊とか十疊とか云ふ程度のものであり、従つて細かに間仕切などのある場合には差支へ無いのであるが、此の構造法を一室二十坪とか三十坪とか云ふ大部屋、従つて天井も高い校舎に、其のまゝ實施することが甚だ無謀であつたのである。尤も柱の太さ貫の丈夫さ等を、室の大きに比例して太く丈夫にすれば差支へ無いのである。被害地方にあつた神社佛閣は、何れも相當の大きな木造建築でありながら、其の柱其の貫など何れもそれ相當の太さ強さを持つて居つたので、被害は非常に少なかつたのである。工費を惜まず其れ相當の太さの柱、貫などを使用すればよいのであるが、學校建築にあつては豫算に制限される事が常であるから、出来るだけ使用木材の量を少くし、しかも効果ある様計畫せねばならぬ。

學校建築は其の單價が低いので丈夫なものが出来ぬと云ふ者もあるが、之も程度の問題で、單價が安いからとて筋違も方杖

も附けられぬと云ふ事は先づ珍らしい事であると思ふ。かほど迄に單價の低いと云ふ事は、建物が建てられないと同じことである。被害建物に於て見るに、建物外觀裝飾の爲に費された工費の幾分を割き得べしと考へらるゝもの、建物の大部分が跡形も無く破れたる中に依然として残れる肉太の小屋組、太過ぎると思はるゝ梁材の如き、其等の幾分を割けば筋違方杖等が充分に出来る様に思はれたのである。建物の單價が安ければ安いだけに、之を各主要部分に平等に分配すれば、容易く倒壊する様なことは無いと思ふ。平等なる工費の分配で、健全なる建物、釣合のとれた建物が出来るのである。

新築の當時は相當丈夫に出来て居つた校舎が、其の後建物の保存に就て何等の注意も拂つて居なかつたために、丈夫な柱も土臺も筋違も腐朽して居つたので倒壊したものもあつた。これは不注意が倒壊の原因をつくつたのであるから、平常の注意に依つて免れ得べきものである。故に建物の定期的の検査は是非實行したいものである。學校建築監督官が各府縣に置かれ、校舎の新築に保存に關係するに至つたのはまことに結構な事である。

十、建築に従事する者の氣持 學校を設計し之を實施し落成の上學校當局に引渡すことは、永年育てあげた我が子を他に縁付き事ではあるが、左記の如き事實談が何等かの參考になりはしまいかと思ふので記して見る事にした。

某醫科大學の附屬病院で、患者用の便所が汚れてならぬので、注意して使用されたいと云ふ貼札やら注意やらをしたのであるが何等の効果が無い。然るところ或人の思付きにて便所の修繕をした、即ちモルタル塗りの床をリノリウム敷きの美しきものにしたのである。ところが其の後特に何等の注意も與へたわけでもないのに、各人が使用に際し自然と注意する事になり、以前の如く汚すことが無くなつたと云ふ事である。障子の穴でも一つあくと二つ三つと急速度で破れて來るものである。こんな事から考へても、口やかましく小言を云ふよりも、建物を清潔に大切に取扱ふて居るならば、自然と各人が注意を拂ふ事となり、骨折らずに建物の立派な保存が出来るのである。頭の單純なる少年時代中に半ば無意識に公共建物を大切にする習慣をつけて置いたならば、學校卒業の後に於ても、公共建物は自然に大切に取扱はるゝこととなり、國家の利益は莫大なものであると思ふ。(完)

かしむる氣持ちと同じではあるまいか。豫算その他の關係でたとへ出来が悪かつたとしても、大切に使つてもらひたい、清潔に保存されたいと常に願ふて居る次第である、と云ふ氣持からいさゝか蛇足をつけさせていたゞきたいと思ふ。吾々が小學校に入學することは、吾々の社會生活の最初である。學校は一の社交場である、此の社交場に於ける訓練が一生を通じて如何に影響するかは想像に難くない。訓練すべき事項は澤山あるわけであるが、我々建築に従事する者の願ひの一つは、此の機會に於て學生生徒に公共建物を如何に大切にすべきかを教へ込んで置きたいことである。これは公共建物を如何に大切にすべきかを知らぬ人々が少くないと思ふからである。停車場であるとか、公會堂であるとか、自己獨占のものでない公共の建物に對して、甚だ無責任なる取扱ひをする人を見受ける事がある。まことの責任感から云へば、自己所有の建造物よりも公共建物に對する方が十分の注意を拂ひ大切に取扱はねばならぬ筈であるのに、事實は之に反し、公共建物が亂暴な取扱ひをされて居ると云ふ事は如何にも遺憾千萬なことで、國民としてまことに耻入る次第で、社會的訓練の足らぬ事の證據であると思ふ。然らばこの事に對し如何に訓練すればよろしいかと云ふ事は、我々技術者がとやかく申すべき限りでなく、教育者に御願致し置くべ



定 價 表		告 白 料	
一 部	金 貳 拾 錢	昭和十一年四月二十八日印刷納本 昭和十一年四月二十一日發行 (第五四七號) 東京市麹町區主手二丁目十三番地 發行所 大谷仁兵衛 印刷所 東京市牛込區西五新町五十二番地 印刷部 大庭 公平 電話東京六六〇六六・六六二・六六三番 電報東京十三番	●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代金中受けます ●創注文は總て前金に願ひます前金切 れの場合は送本いたしません 廣告料は一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、四分ノ一頁貳拾圓とす 掲載頁數は壹部毎に拾參頁を越ゆることを得ず 右文部省の御指定によつたものです
一ヶ月	金 六 拾 錢		
六ヶ月	金 參 圓 六 拾 錢		
一ケ年	金 七 圓 貳 拾 錢		
一ケ年	金 七 圓 貳 拾 錢		

發行所 東京市銀座一座丁目
大日本圖書株式會社 振替東京二九番